

「令和 8 年度 米国向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」に係る仕様書

1. 委託業務名

「令和 8 年度 米国向け宣伝・誘致に係るプロモーション業務」

2. 業務の目的：

長崎市におけるインバウンド需要のさらなる拡大を図るため、米国市場を対象とした効果的な観光プロモーションを実施し、長崎市の認知度向上及び訪問意欲の醸成を図る。

本業務では、特に日本国内に在住する米国人を主なターゲットとし、その中でも旅行・文化・食・歴史・体験等への関心が高く、比較的高い旅行消費が期待できる富裕層等への訴求を重視する。また、単なる広告による認知拡大にとどまらず、ターゲットとなる米国人が実際に長崎を訪れ、観光・食・文化・体験等を通じて長崎の魅力を体感し、その体験をSNSや口コミ等を通じて発信することで、同様の関心を持つ米国人への情報拡散及び来訪意向の喚起につなげることを目的とする。

3. 期間

契約日～令和9年3月31日（水）

※PR期間は契約日から令和 9 年2月28日（日）までとする。

4. 契約額

1,000,000 円未満（消費税及び地方消費税を含む）

※本業務の実施に必要なとなる一切の経費を含むものとする

5. 業務内容

（1）プロモーション戦略の企画・実施

日本国内に在住する米国人、特に富裕層等「旅行・観光志向の人」を主なターゲットとして、長崎市への旅行・滞在を促すためのプロモーションプランを企画し、実施すること。

ターゲットの特性を踏まえ、単なる観光スポットの羅列ではなく、

- ・長崎ならではの歴史・文化
- ・食
- ・上質な宿泊・滞在
- ・夜景・ナイトタイム
- ・体験型コンテンツ
- ・長崎ならではのストーリー性のある観光

など、米国人旅行者に訴求力のあるコンテンツを選定し、効果的に発信すること。

（2）長崎での体験・取材及び情報発信

情報発信にあたっては、広告的な施設紹介だけではなく、実際に長崎を訪れた米国人の視点・感想・体験を活かしたコンテンツとすること。

また、SNS 等における発信については、写真、動画、ショート動画、記事等、ターゲットに効果的に届く手法を提案すること。

(3) 口コミ・二次拡散につながる仕組みづくり

本事業では、在日米国人を軸に、他のユーザーの興味・関心や旅行意欲を喚起し、情報が二次的に拡散される仕組みを構築すること。

例えば、

- ・SNS 投稿へのコメント、シェア等を促す仕掛け
- ・複数の SNS を活用した情報拡散
- ・長崎市公式観光サイト等への誘導
- ・旅行情報・モデルコース等との連携
- ・投稿コンテンツの二次活用
- ・検索行動につながるキーワード設計

など、事業者のノウハウを活用した提案を期待する。

(4) 長崎市公式観光関連サイト等との連携

本業務で制作した記事、写真、動画等の成果物については、協会及び長崎市が運営・管理する観光関連サイト、SNS 等において二次利用できるものとする。

6. 成果指標 (KPI)

提案事業者において、実施する施策に応じた具体的かつ定量的な成果指標を設定し、企画提案書に明示すること。

なお、以下は KPI の例であり、実施する施策に応じて適切な指標を設定すること。

ア 認知・リーチ

- ・SNS リーチ数
- ・インプレッション数
- ・動画再生回数
- ・記事 PV 数

イ 関心・行動

- ・SNS エンゲージメント数
- ・長崎市公式観光サイト等への誘導数

ウ 口コミ・拡散

- ・コメント数
- ・シェア数
- ・保存数

エ 誘客 (可能な範囲で)

- ・長崎への旅行意向
- ・予約・宿泊等につながる行動
- ・来崎者数等

についても、測定・検証方法を提案すること。

7. 実施体制・打ち合わせ

- ・業務の進捗を共有するため、協会との打ち合わせを適宜実施すること。
- ・打ち合わせに必要な資料を作成すること。
- ・インフルエンサー、メディア、広告媒体等の選定については、事前に協会と協議のうえ決定すること。
- ・撮影・取材等を実施する場合は、関係者との調整を行い、円滑な実施体制を構築すること。

8. 成果物

業務終了後、以下の成果物を電子データで納品すること。

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) 委託業務完了報告書 1部
- (3) SNS等での発信実績及び各種アクセス・広告データ
- (4) KPIの達成状況及び効果分析
- (5) 今後の米国市場向けプロモーションに活用可能な知見・改善提案

9. 業務報告

業務終了後、委託期間内に実施した業務実績及び成果を取りまとめた報告書を作成し、報告会を実施すること。

10. 留意事項

- (1) 受託者は、協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 本業務の実施に際して必要となる一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 成果物に重大な誤り等があった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な措置を講ずること。
- (4) 受託者は、本業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類等を整備・保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては協力すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。
- (7) 業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。
- (8) 本業務において制作した広告素材の写真、動画、記事その他の成果物について、協会及び長崎市が運営する観光関連サイト、SNS、パンフレット等において二次利用できるものとする。
- (9) インフルエンサー等を活用する場合は、投稿内容、掲載媒体、投稿時期、二次利用の可否及び権利関係について、事前に協会と協議すること。
- (10) 本事業において発信する情報については、米国人旅行者の視点を踏まえつつ、長崎市の観光振興に資する内容となるよう留意すること。

11. 参加資格

募集要項に定める参加資格のとおり。

12. 審査基準

募集要項に定める審査基準のとおり。

13. その他

- (1) 提案された内容は、採否に関わらず返却しない。
- (2) 本業務は、提案内容及び協会との協議に応じて、業務内容の調整をお願いする場合がある。
- (3) 成果報告書等については、必要に応じて英語での再利用を予定している。
- (4) 応募者多数の場合は、書類審査を行う場合がある。

以上